

右の者は、同人に対する窃盜未遂被告事件について、昭和四一年一二月二六日東京高等裁判所の言い渡した判決に対し、上告を申立て、昭和四二年三月二二日右上告申立を取り下げたところ、本件についてはすでに当裁判所において弁護人を選任し報酬を支給したので、右訴訟費用は被告人に負担させるべきものとし、刑訴法一八四条、一八七条により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

昭和四二年四月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄